

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年1月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600363 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600204 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は B 事業所) における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 16 万 6,000 円から 20 万円、平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額を 16 万 8,000 円から 20 万円、平成 21 年 12 月 23 日の標準賞与額を 17 万 2,000 円から 20 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 12 月 23 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 12 月 23 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 1 日から平成 22 年 5 月 26 日まで
② 平成 19 年 12 月 28 日
③ 平成 21 年 7 月 24 日
④ 平成 21 年 12 月 23 日

A 事業所に勤務していた期間の標準報酬月額と標準賞与額について、実際の支払額と異なっている。請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②及び④について、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書及び事業主から提出された請求期間に係る賃金台帳 (以下「給料支払明細書等」という。) により、請求者は、A 事業所からそれぞれ 20 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間③について、給料支払明細書等により、請求者は、A事業所から20万円の賞与の支払を受け、24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準賞与額については、給料支払明細書等により確認できる賞与支払額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所の経理担当者は、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、平成19年12月28日、平成21年7月24日及び平成21年12月23日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤った額で提出した旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月28日、平成21年7月24日及び平成21年12月23日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、オンライン記録によると、標準報酬月額は平成14年5月から平成18年8月までは22万円、平成18年9月から平成19年8月までは26万円、平成19年9月から平成21年8月までは24万円、平成21年9月から平成22年4月までは20万円と記録されているところ、給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600345 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600205 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 25 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 25 年 1 月は 16 万円から 19 万円とする。

平成 25 年 1 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 25 年 1 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 16 年 4 月 6 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 16 年 4 月から平成 17 年 8 月までは 15 万円から 19 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 15 万円から 22 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 16 万円から 22 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 17 万円から 20 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 18 万円から 22 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 19 万円から 24 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 20 万円から 28 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までは 16 万円から 18 万円とする。

平成 16 年 4 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 26 年 3 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 26 年 3 月から同年 8 月までは 16 万円から 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 11 月までは 16 万円から 20 万円、平成 26 年 12 月から平成 27 年 8 月までは 16 万円から 17 万円とする。

平成 26 年 3 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月6日から平成26年3月1日まで
② 平成26年3月1日から平成28年1月1日まで

平成16年4月6日から平成28年1月1日までの期間について、標準報酬月額がA社から支払われた給与額と比べて低い額となっているので、記録を訂正し、保険給付の基礎となる記録及び事実を即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成25年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は、16万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、請求者は、19万円の標準報酬月額に相当する報酬の支払を受け、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年1月の標準報酬月額については、上述の給与明細書で確認できる報酬月額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、平成16年4月6日から平成23年9月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成26年3月1日までの期間について、請求者か

ら提出された給与明細書により、資格取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額又は報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であると認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれを下回ると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成23年9月1日から平成25年1月1日までの期間について、i) 請求者は給与明細書等の資料を所持していないこと、ii) A社は当時の賃金台帳等の資料を保管していないこと、iii) 同社の給与は現金支給であったこと、iv) B市から提出された請求者の平成24年度及び平成25年度の市・県民税に係る照会回答票により、社会保険料の納付額は確認できるものの、請求者は母親の社会保険料を併せて納付していた旨陳述しており、母親の社会保険料額を確認できないことから、請求者の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、平成23年9月1日から平成25年1月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成23年9月1日から平成25年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

さらに、請求期間①について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実在即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、上述の給与明細書により、請求期間①のうち、平成16年4月6日から平成23年9月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成26年3月1日までの期間について、資格取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、平成16年4月から平成17年8月までは19万円、平成17年9月から平成19年8月までは22万円、平成19年9月から平成20年8月までは20万円、平成20年9月から平成21年8月までは22万円、平成21年9月から平成22年8月までは24万円、平成22年9月から平成23年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年2月までは18万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、平成16年4月から平成17年8月までは19万円、平成17年9月から平成19年8月までは22万円、平成19年9月から平成20年8月までは20万円、平成20年9月から平成21年8月までは22万円、平成21年9月から平成22年8月までは24万円、平成22年9月から平成23年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年2月までは18万円とすることが必要である。

ただし、平成16年4月から平成23年8月までの期間及び平成25年9月から平成26年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除

く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②のうち、平成26年3月1日から平成27年9月1日までの期間については、本件訂正請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は、16万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる平成26年9月から同年11月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額は、平成26年3月から同年8月までは18万円、平成26年9月から同年11月までは20万円、平成26年12月から平成27年8月までは17万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、平成26年3月から同年8月までは18万円、平成26年9月から同年11月までは20万円、平成26年12月から平成27年8月までは17万円とすることが必要である。

一方、請求期間②のうち、平成27年9月1日から平成28年1月1日までの期間については、請求者より提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600380号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600206号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月31日の標準賞与額を19万6,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を15万円、平成19年12月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成17年12月31日、平成18年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月31日、平成18年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成17年12月31日の標準賞与額を19万6,000円から20万円に訂正することが必要である。

平成17年12月31日の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額(19万6,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成18年9月及び同年10月は24万円から30万円、平成18年11月から平成19年8月までは24万円から32万円、平成19年9月から平成21年8月までは28万円から41万円、平成21年9月から平成22年6月までは32万円から41万円、平成22年7月及び同年8月は20万円から41万円、平成22年9月は20万円から38万円、平成22年10月から平成23年4月までは20万円から41万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円から41万円とする。

平成18年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年9月1日から同年11月1日までの期間、平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間、平成22年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成24年9月1日か

ら平成 26 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 30 万円から 32 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 41 万円から 44 万円、平成 22 年 9 月は 38 万円から 41 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 15 万円から 38 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 7 月までは 15 万円から 36 万円とする。

平成 18 年 9 月及び同年 10 月、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間、平成 22 年 9 月及び平成 24 年 9 月から平成 26 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 30 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 41 万円、平成 22 年 9 月は 38 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 社における平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 8 月から平成 27 年 7 月までの標準報酬月額については、15 万円から 36 万円とする。

平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 9 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日まで
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日まで

請求期間①、②及び④について、A 社から賞与を支払われたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

請求期間③及び⑤について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎とな

る記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び④について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）により、請求者は、A社から請求期間①は20万円、請求期間②は15万円、請求期間④は20万円の賞与の支払を受け、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は15万8,000円、請求期間④は20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び④に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書（賞与）により確認又は推認できる厚生年金保険料額又は賞与額から、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は15万円、請求期間④は20万円とすることが必要である。

また、請求期間①、②及び④に係る賞与の支払年月日について、請求期間②は、請求者から提出された取引履歴調査結果（流動性預金）により平成18年7月31日、請求期間①及び④は、上述の給料支払明細書（賞与）に記載はない上、当時の事務担当者は資料を保管していないため不明である旨陳述しており、ほかに確認できる資料等もないことから支払年月の末日（請求期間①は平成17年12月31日、請求期間④は平成19年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成17年12月、平成18年7月及び平成19年12月の請求者の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実に即した標準賞与額への訂正を求めているところ、上述の給料支払明細書（賞与）により、請求者は、A社から20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を20万円とすることが必要である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基

づく訂正後の標準賞与額 19 万 6,000 円を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

請求期間③のうち、平成 18 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 24 万円、平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 28 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 6 月までは 32 万円、平成 22 年 7 月から平成 23 年 4 月までは 20 万円、平成 23 年 5 月から平成 24 年 8 月までは 15 万円と記録されているが、請求者から提出された請求期間③に係る給料支払明細書及び給与明細一覧（以下「給料支払明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 32 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 44 万円、平成 20 年 9 月から平成 24 年 8 月までは 41 万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 30 万円、平成 18 年 11 月は 50 万円、平成 18 年 12 月は 62 万円、平成 19 年 1 月は 41 万円、平成 19 年 2 月は 53 万円、平成 19 年 3 月は 44 万円、平成 19 年 4 月は 53 万円、平成 19 年 5 月及び同年 6 月は 41 万円、平成 19 年 7 月は 50 万円、平成 19 年 8 月から平成 22 年 8 月までは 41 万円、平成 22 年 9 月は 38 万円、平成 22 年 10 月から平成 24 年 8 月までは 41 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 30 万円、平成 18 年 11 月から平成 19 年 8 月までは 32 万円、平成 19 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 41 万円、平成 22 年 9 月は 38 万円、平成 22 年 10 月から平成 24 年 8 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、平成 18 年 9 月から平成 24 年 8 月までの期間について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当

該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額が 15 万円と記録されているところ、給料支払明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間③について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、給料支払明細書等により、請求期間③のうち、平成 18 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 44 万円、平成 22 年 9 月は 41 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 38 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 7 月までは 36 万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求期間③のうち、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月は 44 万円、平成 22 年 9 月は 41 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 38 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 7 月までは 36 万円とすることが必要である。

ただし、平成 18 年 9 月及び同年 10 月、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間、平成 22 年 9 月及び平成 24 年 9 月から平成 26 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 30 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 41 万円、平成 22 年 9 月は 38 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間⑤について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は 15 万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細一覧によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までは 36 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を

36 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600359 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600207 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 7 月 31 日から昭和 47 年 8 月 1 日に訂正し、昭和 47 年 7 月の標準報酬月額を 5 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に C 社に入社し、何度かグループ会社への異動があったが平成 14 年 8 月まで継続して勤務していた。昭和 47 年に A 社から D 社に異動した時の厚生年金保険の記録が空白となっているので、請求期間について記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の回答及び同社から提出された C 社の請求者に係る従業員名簿により、請求者は、請求期間当時、C 社の関連会社に継続して勤務し (A 社から D 社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 雇用保険の記録によると、A 社における離職日が昭和 47 年 7 月 31 日、D 社における取得日が昭和 47 年 8 月 1 日となっていること、ii) B 社の総務担当者は、異動に関する諸手続は各事業所に対応するが、異動決定については C 社が行う旨陳述しており、オンライン記録によると、同時期に C 社から D 社に異動した同僚 24 人について、C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 47 年 8 月 1 日となっていることから判断して、

昭和 47 年 8 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社における厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年 6 月の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である昭和 47 年 7 月 31 日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 47 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。